

入札公告（説明書）

令和8年7月23日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 金田 泰明

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	常磐自動車道 初石ボックス照明設備更新工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 金田 泰明
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	参考積算条件書の掲載	「無」
1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	・本件は「質問一括回答試行対象」である。 ※詳細については、本書2-16、2-17及び別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和8年7月23日
2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年9月14日まで ※設計図書のうち、特記仕様書及び設計図については、機密情報の安全性確保のため希望する者にのみ配布する。配布を希望する者は、本書1-4. に示す契約担当部署へ令和8年9月14日16時までに電子メールにて別添1「一部図書配布申請書」を提出すること。 ※なお、電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和8年9月14日 16時00分まで ※共通入札公告2-3に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 担当者連絡先届（様式2） (3) 技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。）
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和8年10月8日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和8年9月14日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス〔赤〕』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。 【提出書類】 参考見積書（様式4、5）
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和8年10月9日から令和8年10月26日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和8年11月10日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ

2-13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和8年12月16日 16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する工事費内訳書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおりに） 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【提出書類】 (1) 入札書 (2) 工事費内訳書（※Microsoft Excelにより提出すること。） 工事費内訳書の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m²」の場合は「m2」、「m³」の場合は「m3」と記載し、提出すること。 (3) 入札金額内訳書（入札者に対する指示書【電子入札】様式2-3） (4) 総合評定値通知書（経審）の写し
2-14	開札日時	令和8年12月17日 10時00分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付質問内容】 質問書A： 申請書等に関する質問 質問書B： 見積対象項目に関する質問 質問書C： 対象外 質問書D： 設計図書に関する質問 【受付期間】 質問書A： 入札公告の日から令和8年8月24日 16時00分まで 質問書B： 入札公告の日から令和8年8月24日 16時00分まで 質問書C： 対象外 質問書D： 入札公告の日から令和8年11月10日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時まで提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。 ※2-3に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（段階的選抜方式の場合は非選抜者、プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。

2-17	質問に対する回答日	【回答内容】 質問書A： 申請書等に関する質問に対する回答 質問書B： 見積対象項目に関する質問に対する回答 質問書C： 対象外 質問書D： 設計図書に関する質問に対する回答 【回答日】 質問書A： 令和8年8月31日 質問書B： 令和8年8月31日 質問書C： 対象外 質問書D： 令和8年11月25日 【回答方法】 NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。 上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。 ※詳細については、別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当
2-19	資料の掲載 （参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

工事件名			常磐自動車道 初石ボックス照明設備更新工事			
調達手続の概要	競争契約の方法		条件付一般競争入札方式			
	落札者の決定方法		総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅱ型)		
	評価値の算出方法		加算方式			
	見積活用方式の有無		有			
	段階的選抜方式の有無		無			
	入札ボンド		対象外			
	履行ボンド		対象			
	JV募集対象		対象外			
	審査時期		事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和5・6年度の工事種別(電気工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。			
			工事種別	電気工事		
		等級	A			
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業(以下、「元請」という)として完成及び引渡し完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。			
		同種工事	a) 道路トンネルにおいて、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事 b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可)			
		留意事項	a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。			
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する細目協定(調査等業務)		受注者名) (株)ネクスコ東日本エンジニアリング	
		施工管理業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する細目協定(施設施工管理業務)		受注者名) (株)ネクスコ東日本エンジニアリング	
	その他		-			
	継続契約方式の対象			対象外	-	当初工事名
-					対象となる後発工事名(その1)	-
-					対象となる後発工事名(その2)	-

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求める項目	資格要件	主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種： 電気工事業 なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。		
		対象となる施工経験	現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。		
		同種工事	a) 道路トンネルにおいて、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事		
		留意事項	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。 なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、上記資格要件を満足しなければならない。		
	その他		-		

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型Ⅱ型			技術評価点（満点）		10点								
評価項目			評価基準										
施工の確実性	競争参加希望者	同種工事の工事成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 総合評価（技術評価）の対象は、a)の施工実績とする。										
			評価基準			評価点	配点	履行確認対象項目					
			評価点= $\frac{\text{配点(4点)} \times (\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数b}-70)}{20} \times \text{係数a}$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)			0～4点	4点	-					
			係数 a の設定は下記のとおり										
				イ) 同種工事実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	ロ) 同種工事実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合				ハ) 同種工事実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合				
			1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50				0.25				
			2) 同種工事実績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事	0.50	0.25				0.12				
			3) 上記1)、2)に該当しない			0.00							
			係数 b の設定は下記のとおり										
			1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事成績評定点の場合			1.000							
			2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事成績評定点の場合			0.954							
			3) NEXCO中日本で平成30年7月1日から令和6年3月31日の工事成績評定点の場合			0.936							
			4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事成績評定点の場合			0.954							
			◇留意事項 1.（同種工事実績の工事の成績評定点×係数 b）が90点以上の場合、（同種工事実績の工事の成績評定点×係数 b）を90点とする。 2. 平成28年3月31日以前に受渡された工事、（同種工事実績の工事の成績評定点×係数 b）が70点以下の場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。 3. 経常建設共同企業体を構成する場合の同種工事の施工実績は、当該経常建設共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。										
			施工の確実性	競争参加希望者	同一工事種別の表彰実績等	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。							
						評価基準 / 評価点			配点	履行確認対象項目			
表彰対象	イ) 表彰日が令和5年4月1日以降である場合	ロ) 表彰日が令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合				ハ) 表彰日が令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合	2点	-					
1) NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）実績	2.00点	1.00点				0.50点							
2) NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績	1.00点	0.50点				0.25点							
3) 上記1)、2)に該当しない						0.00点							
◇留意事項 1. 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 2. 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 3. 表彰が工事を履行した企業に対するものであること。 4. 本工事と同一工事種別の表彰について評価する。ただし、社長表彰及び支社長による功労表彰の場合は工事種別は問わない。 5. 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト削減優秀工事又は優良工事」としての表彰であること。 6. 上記5以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。													
施工の確実性	競争参加希望者	品質、環境、労働安全衛生マシンの取得状況				提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。							
						評価基準			評価点	配点	履行確認対象項目		
						1)品質管理マシンの取得状況 2)環境マシンの取得状況 3)労働安全衛生マシンの取得状況	① 左記の1)から3)のマシンのうち2つ以上を取得している ② 左記の1)から3)のマシンのうち1つを取得している ③ 左記の1)から3)のマシンのうち0つを取得していない	1.00点 0.50点 0.00点	1点	-			
						◇留意事項 1. 取得しているマシンが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 2. 取得しているマシンに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合、評価しない。 3. 上表3) においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。							

施工の円滑性	地域精通度・当社への貢献度等	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																		
			<table><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr><tr><td>1) NEXCO東日本への令和5年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>1.00点</td><td rowspan="4">1点</td><td rowspan="4">-</td></tr><tr><td>2) NEXCO東日本への令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>0.50点</td></tr><tr><td>3) NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成28年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>0.25点</td></tr><tr><td>4) 上記1)、2)、3)に該当しない又は災害協力実績がない場合</td><td>0.00点</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>5) 『東日本高速道路路開東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td><td>0.50点</td><td></td><td></td></tr></table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) NEXCO東日本への令和5年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-	2) NEXCO東日本への令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点	3) NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成28年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点	4) 上記1)、2)、3)に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点			5) 『東日本高速道路路開東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	0.50点
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																		
1) NEXCO東日本への令和5年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-																		
2) NEXCO東日本への令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点																				
3) NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成28年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点																				
4) 上記1)、2)、3)に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点																				
		5) 『東日本高速道路路開東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	0.50点																		
担い手確保		競争参加希望者のワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																		
			<table><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr><tr><td>1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるばし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるばし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・プラチナくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースフル認定企業）の取得状況</td><td>① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td><td>1.00点</td><td rowspan="2">1点</td><td rowspan="2">-</td></tr><tr><td>② 左記の1)から3)の認定を取得していない</td><td>0.00点</td></tr></table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるばし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるばし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・プラチナくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースフル認定企業）の取得状況	① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している	1.00点	1点	-	② 左記の1)から3)の認定を取得していない	0.00点	◇留意事項 1. 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。 2. 経常建設共同企業体の場合は、当該経常建設共同企業体としての認定である場合についてのみ評価する。						
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																		
1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるばし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるばし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・プラチナくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースフル認定企業）の取得状況	① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している	1.00点	1点	-																	
② 左記の1)から3)の認定を取得していない	0.00点																				
環境負荷軽減		カーボンニュートラルへの取り組み	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																		
			<table><tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr><tr><td>次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所等に太陽光発電設備※1を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3) 現場※3で使用する電力として電力会社やエネルギー供給会社から再生可能エネルギー電力※4を購入する 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する</td><td>① 左記の1)から3)のうち、2つ以上を取り組む</td><td>1.00点</td><td rowspan="5">1点</td><td rowspan="5">○</td></tr><tr><td>※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう</td><td>② 左記の1)から3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む</td><td>0.75点</td></tr><tr><td>③ 左記の1)から3)のうち、1つを取り組む</td><td>0.50点</td></tr><tr><td>④ 左記の4)を取り組む</td><td>0.25点</td></tr><tr><td>⑤ 左記の1)から4)を取り組まない</td><td>不適</td></tr></table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所等に太陽光発電設備※1を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3) 現場※3で使用する電力として電力会社やエネルギー供給会社から再生可能エネルギー電力※4を購入する 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する	① 左記の1)から3)のうち、2つ以上を取り組む	1.00点	1点	○	※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう	② 左記の1)から3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む	0.75点	③ 左記の1)から3)のうち、1つを取り組む	0.50点	④ 左記の4)を取り組む	0.25点	⑤ 左記の1)から4)を取り組まない	不適
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																		
次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所等に太陽光発電設備※1を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3) 現場※3で使用する電力として電力会社やエネルギー供給会社から再生可能エネルギー電力※4を購入する 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する	① 左記の1)から3)のうち、2つ以上を取り組む	1.00点	1点	○																	
※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう	② 左記の1)から3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む	0.75点																			
③ 左記の1)から3)のうち、1つを取り組む	0.50点																				
④ 左記の4)を取り組む	0.25点																				
⑤ 左記の1)から4)を取り組まない	不適																				